

事務連絡
平成 29 年 1 月 19 日

各都道府県消防防災主管部局 御中

消防庁 消防・救急課

平成 29 年度の消防防災に関する地方債措置の見通しについて

標記の件について、下記のとおりお知らせいたしますので、各地方公共団体におかれては、これらの地方債を積極的に活用することにより、消防防災体制の充実に一層努めていただきますようお願いいたします。

貴部局におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただくとともに、適切な助言をいただきますようお願いいたします。

記

1 緊急防災・減災事業債（「別紙 1」参照）

- ・ 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成 32 年度まで継続することとし、平成 29 年度は地方財政計画に 5,000 億円（前年度同額）を計上
- ・ 充当率 100%、交付税措置率 70%
- ・ 以下の 3 事業を対象拡充
 - ◆ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化
 - ◆ 消防機関間の連携・協力により複数の消防本部が共同で実施する高機能消防指令センターの整備・改修
 - ◆ 指定避難所における Wi-Fi 等の整備
- ・ 「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）を踏まえて対象拡充した、以下の 3 事業を引き続き対象
 - ◆ 指定避難所における空調設備の整備
 - ◆ 被災者関連機能等を有する防災情報システムの整備
 - ◆ 災害時オペレーションシステムの整備

2 防災対策事業債（「別紙1」参照）

- ・以下の2事業を対象拡充
 - ◆ 都道府県の消防学校における実践的訓練設備のうち、模擬消火訓練装置（AFT(※)）及び実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）の整備（充当率75%、交付税措置率30%）
 - ※ Advanced Fire-fighting Training system
 - ◆ 消防の連携・協力を行う市町村が、当該連携・協力に係る計画に基づき実施する消防用車両等の整備（充当率90%、交付税措置率50%）

3 公共施設等適正管理推進事業債（仮称）（「別紙2」参照）

- ・本事業債のうち市町村役場機能緊急保全事業において、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等を対象
 - ◆ 充当率90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率30%
 - ※ 地方債の充当残については、基金の活用が基本
 - ◆ 事業要件：公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であることに加えて、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの等
 - ◆ 事業年度：平成29年度から平成32年度まで（4年間）

（連絡先）

消防庁 消防・救急課 山並
電話：03-5253-7522

緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債について

緊急防災・減災事業債

- 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は地方財政計画に5,000億円(前年度同額)を計上

1. 対象事業(下線部は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの)

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

(1) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設(空調・Wi-Fi等)の整備 など

(2) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化
- ② 消防の広域化又は共同化に伴う高機能消防指令センターの整備
- ③ 防災行政無線のデジタル化 など

(3) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設(地域防災センター等)の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備(救助資機材搭載型車両等) など

2. 財政措置

- (1) 充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度から平成32年度まで

防災対策事業債

- 平成29年度以降の対象事業として以下追加見込み
- ・ 都道府県の消防学校における実践的訓練設備のうち、
 - ◆ 模擬消火訓練装置(AFT)
 - ◆ 実火災体験型訓練装置(ホットレーニング)の整備(充当率75%(交付税措置率30%))
 - ・ 消防の連携・協力を行う市町村が、当該連携・協力に係る計画に基づき実施する消防用車両等の整備(充当率90%(交付税措置率50%))



模擬消火訓練装置

(Advanced Fire-fighting Training system)



実火災体験型訓練装置
(ホットレーニング)

公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の適正管理に要する経費について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、長寿命化事業等に対し地方財政措置を拡充

1. 地方財政計画への計上

公共施設等適正管理推進事業費（仮称）の創設等

- 公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として計上している現行の「公共施設等最適化事業費」（2,000億円）について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費（仮称）」として計上（3,500億円）
- このほか公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を計上（300億円）

2. 地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債（仮称））

（1）対象事業

- ① 集約化・複合化事業：延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業【新規】
（公共用建物）：施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
（社会基盤施設（道路・農業水利施設））：所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
- ③ 転用事業：施設の他の用途への転用事業
- ④ 立地適正化事業【新規】：コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
- ⑤ 市町村役場機能緊急保全事業【新規】：昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
- ⑥ 除却事業

（2）地方債の充当率等

- ① 充当率90%、交付税措置率50%
- ②～④ 充当率90%、交付税措置率30%
- ⑤ 充当率90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率30%
※地方債の充当残については、基金の活用が基本
- ⑥ 充当率90%【現行75%から引き上げ】

（3）事業要件

- 公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であること
- 上記に加え、
 - ・ ①～③については、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）において、①～③の各事業類型に明確に位置付けられているものであること
 - ・ ④については、立地適正化計画に基づく事業であること
 - ・ ⑤については、個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものであること

（4）事業年度

- 平成29年度から平成33年度まで（5年間）
- ⑤については、緊急防災・減災事業の期間にあわせて平成32年度まで（4年間）